

# 令和2年度藤岡市子ども・子育て支援事業計画に係る進捗状況一覧

資料2

## 3 地域子ども・子育て支援事業

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
3-(1)	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、特定教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	子育て世代包括センター（母子保健型）の周知を進めるとともに、妊娠期～子育て期まで切れ目ない支援を行っていく。	<b>実施箇所 1か所</b> <b>関係機関との連携を図り、継続支援が必要な妊婦に対し、妊娠期から子育て期の支援を実施</b> <b>(妊婦支援計画書など作成)</b>	若年夫婦やDV被害を受けている妊婦など、妊娠期から支援を必要とするケースの増加がみられる。	子育て世代包括支援センターがさらに効率的に活動できるよう関係機関との連携をしながら、支援を行っていく。	子ども課 母子保健係
3-(2)	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	支援センターを身近に利用できるよう、子育て相談、サークル活動に対する支援や情報提供など、地域の子育て親子の育児支援を行う。	<b>事業所数 14か所</b> <b>延べ利用者数 14,156人</b> <b>新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、子育て親子の交流や育児支援を実施</b>	・利用人数に対する規定がないので、施設によって利用人数に偏りがある。 また、規定がある部分に関しても、なし崩しになっている面が見受けられる。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた事業の実施が必要ある。	・ガイドラインなどの規定や説明会を開催し、事業者との意思疎通を図る。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策として、引き続き消毒（手指、おもちゃ等）や検温、マスク着用、人数制限、換気等を徹底して行う。	
3-(3)	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図るため、健診に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠～出産ができる体制を確保する。	<b>妊婦健診受診票支給数 334件</b> <b>妊婦健診受診票利用率 91.6%</b> <b>妊婦個別歯科健診受診者数 112人</b> <b>妊婦個別歯科健診利用率 33.5%</b>	妊娠届出週数が遅く、受診券交付が遅れてしまい、受診券を使った健診受診が遅れてしまったり、受診の機会を逃してしまう妊婦がいる。	早期の妊娠届出を推奨し、健診の必要性を伝えていく。妊婦歯科健診の受診率の向上を図るため、妊娠中の訪問児等に再度受診勧奨していく。	
3-(4)	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、早期から子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、今後の育児支援に繋げていく。	<b>訪問対象者数 346人</b> <b>訪問実施数 305件</b> <b>実施率 88.1%</b> <b>(訪問目安：産後1か月)</b>	健康推進員の訪問では、対象者との連絡がとれなかったり、都合が悪かったりして訪問できないケースがあった。特に支援が必要な母子については、頻回の訪問が必要となる。	・今後も継続して、妊娠届出時の情報から、特に支援が必要な母子を把握し、早期の訪問につなげ、必要時関係機関とも連携を図りながら支援していく。 ・健康推進員の訪問についても妊娠届出時に対象者に案内を続けていく。	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当係
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
3-(5)-1	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	支援の必要なケースの把握に努めるとともに、育児不安の解消や適切な養育環境が維持改善できるよう個別支援の充実を図る。	訪問数 142件	妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）には、精神疾患や経済的な問題等複雑な場合があり、関係機関との連携や頻回の訪問等が必要と思われる事例がみられる。	妊娠届出の情報から支援が必要な妊婦（特定妊婦）等には、今後も早期から関わりを持ち、関係機関と連携を図りながら支援を行っていく。	子ども課 母子 保健係
3-(5)-2	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業です。	虐待・ネグレクト等の深刻なケースが増加してくると思われるので、関係機関と連携をとり、支援を図れるように取り組んでいく。	対応者数 116人 <内訳> 保護者疾患・虐待あり 7人 生活困窮 7人 虐待 95人 DV 7人 ----- 要保護児童対策地域協議会 名簿掲載児童 164名	貧困や保護者の養育能力の低さなど、家庭への支援が必要な問題が増加し、対応が難しいケースがある。	虐待・ネグレクト等の課題を抱える児童や保護者への対応に関して、関係機関への情報提供、連携しての支援を図る。	
3-(6)	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)】です。	令和3年度実施予定			児童を養育している家庭の保護者が、疾病や仕事等の社会的な事由等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に活用していく。	子ども課 子ども 家庭 支援係
3-(7)	ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	提供会員の会員数増加を目指す。	◆会員数◆ 依頼 109人 提供 36人 両方 8人 ◆活動件数◆ 子育て援助 71人 病児・緊急 0人 就学後 159人 ----- 延べ預かり人数 222人 活動時間 301時間	援助を行う提供会員の登録者は減少してしまったため、会員数増加に努める必要がある。	・会員数の把握のため、活動をしていない会員（提供・依頼・両方）への継続意思確認を継続しつつ、会員数の増加を目指す。 ・健康推進員の研修会等の機会に、健康推進員自身の子育ての経験を生かして、提供会員への登録をお願いしていく。	

No.	項目	事業内容	令和2年度			令和3年度	担当課
			目的・目標	実績・成果	課題	今後の取組方針	
3-(8)-1	一時預かり事業 【幼稚園における在園時を対象とした一時預かり(預かり保育)】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	認定こども園や幼稚園で教育を受ける子どもが、家庭において一時的に保育が困難となった際、一時預かりを実施する施設に補助を行うことで、施設における運営を支援し、保護者ニーズに対応した保育環境の充実に図った。	<b>実施施設数 12園</b> <b>延べ利用者数 25,148人</b>	原則としては、一時的に保育が困難となった際に利用する事業なので、母親の就労などを理由に常態的に預かり保育を利用する場合は、保育認定にも移行できる旨を再度周知していく必要がある。	今後も継続して保護者のニーズに対応できるよう、一時預かりを実施する施設で保育環境の充実に図っていく。	子ども課 児童福祉係
3-(8)-2	一時預かり事業 【一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	家庭において保育を受けることが一時的に困難な場合や、母のリフレッシュ時間として各施設が乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行うことを目的とする。	<b>実施施設数 16園</b> <b>◆延べ利用者数◆</b> <b>一時預かり 515人</b> <b>子育て援助活動支援事業 0人</b> <b>子育て短期支援事業 0人</b>	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)は令和3年度からの新規事業のため、HPや広報誌などで周知していく必要がある。	今後も継続して保護者のニーズに対応していく。	
3-(9)	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、保育所、認定こども園等の通常の利用時間以外において、保育を実施する事業です。	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて、保育を実施できるように環境整備を図る。	<b>実施施設数 19園</b> <b>延べ利用者数 3,815人</b>	児童数の減少に加え、保護者のワークライフバランスの観点から、利用者数に減少傾向がみられる。	様々な業務形態があるなか、延長保育の利用ニーズに応えるため、今後も必要な保育を継続していく。	
3-(10)	放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。	以前から委託している市内24か所の民設の放課後児童クラブと公設2か所(みどの学童クラブ→社会福祉協議会、藤岡中央児童館学童保育所→NPO法人ラポールの会)に運営を委託している。	<b>事業所数 24か所</b> <b>利用者数 845人</b> ----- <b>◆放課後児童クラブへの補助金◆</b> <b>実施箇所 23か所</b> <b>補助額 32,008千円</b> <b>※新型コロナウイルス感染症において、感染予防物品の購入・配布や公立学校の休校等による午前中開所に係る業務対応分の補助額。</b>	・少子化の一方で共働き家庭の増加により、利用希望者が増えているが、施設を選択しなければ、全児童が利用できている。 ・家賃補助、施設改修、繁忙期臨時職員等の負担金の拡充が必要。	利用希望者が増えているが、施設を選択しなければ、全児童が利用できているが、待機児童の解消のため、施設の拡充を進める。	子ども課 子ども家庭支援係
3-(11)	病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。【病児保育事業は未実施】	児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な機関において、市が委託した園に付設された専用スペースで一時的に保育する。	<b>実施施設数 1園</b> <b>延べ利用者数 50人</b>	病後児とは、病気の「回復期」である児童のため、保護者としても預けていいか判断に迷うところがある。	出生数が減少傾向にあるが、引き続き広報等でPRを行い、利用者を増やしていく。	子ども課 児童福祉係